

令和3年度 沖縄県失語症者向け意思疎通支援事業 支援者養成講座 実施要項

1. 目的

この講座は、失語症のある人の日常生活上の困難さを理解し、正しい知識と適切な会話技術を活用して、失語症のある人のコミュニケーションと社会参加を支援できる意思疎通支援者を養成し、その活動によって失語症のある人の福祉増進を図ることを目的としています。

2. 名称

令和3年度 沖縄県失語症者向け意思疎通支援者 養成講座

3. 主催

沖縄県

4. 実施主体

一般社団法人 沖縄県言語聴覚士会

5. 協力団体

デイサービスくばの葉、デイサービスくばごころ

6. 開催期間

令和3年9月11日 ～ 令和4年2月12日

7. 対象者

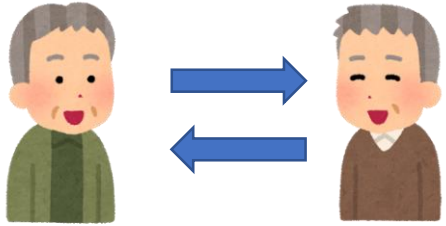

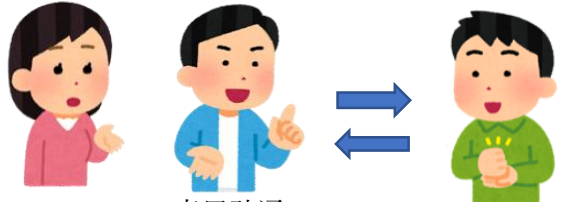
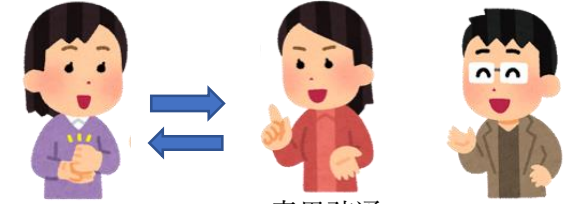
失語症者の福祉に理解と熱意があり、次の要件を備えている方

- (1) 沖縄県内に在住・在勤・在学の方
- (2) 令和3年4月1日現在、18歳以上の方
- (3) 講座修了後、失語症者向け意思疎通支援者として、沖縄県内で失語症者向け意思疎通支援等の活動ができる方
- (4) 全日程の8割以上に出席が可能な方
- (5) 新型コロナウイルスの感染状況によっては、講座を中止や中断する場合も想定されることから、こうした事態が発生する可能性をご了承いただける方
- (6) 講座の受講中、感染リスクの高い場所に出向かないなど、感染予防に協力できる方
- (7) 医療、介護の従事者、その他の職に従事する方も、受講について職場管理者の承認が得られる方

8. 基本事項

- (1) 失語症の人の日常生活や支援のあり方を理解する
- (2) 失語症の人と1対1のコミュニケーションを行うための技術を身につける
- (3) 失語症の人の日常生活上の外出(買い物・役所での手続き等)に同行し意思疎通支援するための最低限必要な知識及び技術を習得する

<支援の例>

 <p>失語症の人 意思疎通支援者</p>	<p>会話の支援①</p> <p>意思疎通支援者は、適切な会話技術を用いて、失語症の人の思いを引き出し、失語症の人に情報をわかりやすく伝えます。</p> <p>また、失語症の人と、大人と大人の対等な関係を大切にしながら、コミュニケーションの支援を行います。</p>
 <p>失語症の人 意思疎通支援者</p>	<p>会話の支援②</p> <p>意思疎通支援者は、会話技術を使って失語症の人から希望や疑問など、伝えたいことをくみ取ります。</p> <p>外出同行支援</p> <p>必要な時は一緒に外出します。</p> <p>公共交通機関の利用や、外出先で人と会話すること、新しい場所へ行くことなどを支援します。</p>
 <p>失語症の人 意思疎通支援者 会話の相手</p>	<p>会話の相手への橋渡し①</p> <p>意思疎通支援者は、失語症の人に代わり、会話の相手へ失語症の人の言いたいことを伝えます。</p>
 <p>失語症の人 意思疎通支援者 会話の相手</p>	<p>会話の相手への橋渡し②</p> <p>意思疎通支援者は、会話の相手のことばの内容を、会話技術を用いて失語症の人へわかりやすく伝えます。</p>

失語症とは？

脳卒中(脳梗塞、脳出血、くも膜下出血)や頭部外傷により、言葉に関わる脳領域が損傷を受け『聞く・話す・書く・読む』事が不自由になってしまいます。



日常的なコミュニケーションがとりづらいことから、社会的に孤立する失語症者も多くいます。そのため、失語症者と他者をつなぐ(意思疎通を支援する)人材が求められています。